

鳥取市介護予防運動教室事業実施業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

鳥取市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱で定める鳥取市介護予防普及啓発事業の一環として、地域の高齢者の運動、口腔、栄養、認知機能に関する知識の向上や、自助力を培うための運動教室を実施することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

鳥取市介護予防運動教室事業実施業務

(2) 事業内容

別紙「鳥取市介護予防運動教室事業委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された事業者の企画提案内容により、一部を変更する場合がある。

(3) 引継期間

令和8年11月1日から令和9年3月31日まで

ただし、令和8年度の受託者が選定された場合は引継期間を設けないものとする。

(4) 業務期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

ただし、事業の実施状況が良好と認められ、予算について市議会で議決された場合、次年度以降も契約を更新し、概ね5年間を経過するごとに受託者を再選考する。

(5) 提案金額の上限（消費税及び地方消費税を含む。）

1)	プログラムサービス提供料	(1人1回あたり)	2,200円
2)	運動・認知機能指導料	(教室1回あたり)	28,000円
3)	栄養指導料	(教室1回あたり)	11,000円
4)	口腔指導料	(教室1回あたり)	11,000円
5)	事務費（消耗品費）	(1人あたり)	700円
6)	事務費（送迎関連費用）	(1会場1教室あたり)	125,400円
7)	事務費 (アセスメント報告書作成・入力)	(教室1回あたり)	15,000円
8)	手数料収納委託料	(1クールあたり)	88,000円
9)	入金手数料	(1回あたり)	550円
10)	会場予約事務作業費	(1会場1教室あたり)	11,000円
11)	参加勧奨案内文発送事務費	(1人あたり)	300円
12)	案内文発送作業費	(1年度あたり)	48,000円

(6) 実施規模（令和9年度見込み）

実参加人数：440人 延べ参加人数：4,000人

教室数：55教室 使用会場数：30箇所

3 参加資格

本件公募型プロポーザルに参加できる者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 法人格を有し、鳥取市介護予防運動教室事業を理解し、この業務の実施が可能な事業者であり、業務委託契約の締結が可能であること。
- (2) 事業の実施に当たっては、各回のメインとなるプログラムのメニュー内容に合わせ、運動・栄養・口腔・認知機能指導の実務経験のある理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、介護福祉士、健康運動指導士、管理栄養士、歯科衛生士等1名のほか、これと同等の能力を有する者でAED（自動体外式除細動器）を使用した救命講習受講を修了した指導員1名以上の計2名以上配置できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 本業務の提案募集を公告した日から参加申込提出期限までに、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の利益につながる活動を行う者でないこと。
- (7) 法人市民税の滞納がないこと。

4 スケジュール

事業スケジュールは下記のとおり。（なお、日程は都合により変更する場合あり。）

	内 容	日 程
1	公募開始（公告）	令和8年 8月31日（月）
2	質問票提出期限	令和8年 9月 9日（水）午後5時必着
3	質問票回答期限	令和8年 9月11日（金）
4	参加表明書等提出期限	令和8年 9月18日（金）午後5時必着
5	企画提案書等提出期限	令和8年 9月28日（月）午後5時必着
6	審 査	令和8年10月 6日（火）午後
7	選考結果通知	令和8年10月 下旬
8	業務委託契約締結・事業開始	令和9年 4月 1日（木）

5 質問の受付及び回答

本業務に関する質問の受付及び回答については次のとおりとする。

(1) 質問受付

ア 受付期限：令和8年9月9日（水）午後5時（必着）

イ 受付場所：「9 事務局」に同じ。

ウ 受付方法：電子メールによる質問書（様式第6号）の提出

メールの件名は「鳥取市介護予防運動教室事業業務委託に関する質問（事業者名）」とする。

(2) 質問回答

ア 回答期日：令和8年9月11日（金）

イ 回答方法：鳥取市公式ウェブサイトにて公表（個別回答は行わない）

6 参加表明書等の提出

本業務公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のとおり参加申込をすること。

(1) 必要書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2号）

(2) 提出期限等

ア 提出期限：令和8年9月18日（金）午後5時必着

イ 提出場所：「9 事務局」に同じ。

ウ 提出方法：持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）

7 企画提案書等の提出

プロポーザル参加希望者は、次の書類を作成の上、提出期限までに提出すること。期限までに提出がない場合は、本プロポーザルへの参加はできない。

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出書（様式第3号）

イ 企画提案書（様式第4号）

ウ 見積書（様式第5号）

エ 法人市町村民税納税証明書

オ 法人の登記事項証明書

カ その他添付資料

(2) 提出にあたっての注意事項

ア 企画提案書は、文書又は図等で具体的かつ簡潔に記述すること。

イ 提案内容は、下記の順で文書又は図等で具体的かつ簡潔に記載すること。

- ① 事業の実施方針について
- ② 実施体制について
- ③ 事業のプログラムについて
- ④ セルフケアの支援について
- ⑤ 地域包括支援センターとの連携について
- ⑥ 危機管理体制について
- ⑦ その他提案事項（独自提案）について

ウ 様式規格はA4規格・縦とし、審査に支障をきたすような膨大な資料は慎み、提案を明確に伝えることができる適切な量にまとめること。

エ A3規格の折り込みは、可とする。

オ 図、絵、写真等の使用は、可とする。

(3) 提出期限等

ア 提出期限：令和8年9月28日（月）午後5時（必着）

イ 提出場所：「9 事務局」に同じ。

ウ 提出部数：5部（正本1部、副本4部）

また、提出書類データを記録媒体（CD-ROM あるいは DVD-ROM）に格納し提出すること。

エ 提出方法：6の（2）のウに同じ。

8 参加の辞退

参加を辞退する場合は、次のとおり参加辞退届を提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出書類：辞退届出書（様式第7号）

イ 提出期限：令和8年9月28日（月）午後5時（必着）

ウ 提出場所：「9 事務局」に同じ。

エ 提出方法：6の（2）のウに同じ。

9 事務局

鳥取市 福祉部 長寿社会課 鳥取市中央包括支援センター

所在地：〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地（鳥取市役所 本庁舎 1階）

電 話：0857-20-3457（直通）

FAX：0857-20-3906

E-mail：chuohokatsu@city.tottori.lg.jp

1 0 選定審査方法及び審査基準

(1) 選定方法

- ア 庁内に選定委員会を設置し、提出書類をもとに、選定基準に沿って審査、ヒアリング等を行い、最も優れている提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手続を行う。
- イ 契約候補者となることのできる最低基準点は、評価点総合計の6割とし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。なお、応募者全員が最低基準点に満たない場合は、応募者全員に、企画提案書の再提出を求め再度審査を実施するものとする。
- ウ 複数の提案者において評価得点が同点の場合は、選定委員会で協議を行い、総合的な評価により、契約候補者を選定するものとする。
- エ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として手続を行うものとする。契約候補者が契約の相手方として決定される前に指名停止又は契約締結前に排除措置を受けた場合も同様とする。
- オ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

(2) 選定基準

別添「鳥取市介護予防運動教室事業実施業務委託事業者選定評価表」による。

1 1 審査結果及び公表

審査結果は、鳥取市公式ウェブサイトに掲載するとともに、提案者に通知する。ただし、候補順位が第2位以下の提案者名は公表しない。

また、審査の経緯・結果に関する事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けない。

1 2 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書等が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類等の提出方法、提出先、提出期限が本要領に適合していないとき。
- (2) 提出書類等の作成形式等が、本要領に適合していないとき。
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があることが明らかになったとき。
- (4) プロポーザル手続きの過程で、3の資格要件に該当しなくなったとき。
- (5) 選定委員会委員に対して直接、又は間接に接触を求めるなど、審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があったとき。
- (6) その他、本実施要領の内容に違反した場合

1 3 契約の締結

- (1) 選考された受託候補者と本市との間で委託内容等に関する協議を行い、最終的な仕様書

を作成するものとする。

- (2) 13 (1) で作成した仕様書に基づき契約を締結する。契約手続きについては、鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）の定めるところによる。
- (3) 契約の締結後、受託者が提案における失格事項に該当していたことが判明した場合、もしくは、企画提案書その他の書類に不正又は虚偽の記載をしていたことが判明した場合は、契約を解除できるものとする。この場合、委託者は一切の損害賠償の責めを負わない。
- (4) 本選考は、令和9年度予算の成立を前提とした事前準備行為として行うものであり、市議会において予算案の議決が得られなかった場合は、委託契約を締結できないため、十分に留意のうえ応募すること。

1.4 その他留意事項

- (1) プロポーザル参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) プロジェクター、スクリーン及びホワイトボードは本市が用意する。その他の物品等は提案者が用意すること。
- (3) プレゼンテーションは企画提案書の内容に沿って行うものとし、事前に提出された企画提案書以外の追加資料等を配布することは禁止とする。
- (4) プレゼンテーションは個別に行うこととし、非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替え、追加資料の提出は原則認めない。ただし、組織変更等やむを得ない場合の実施体制の変更については可とする。
- (7) 提出された書類は、今回の選考以外で使用しない。ただし、鳥取市情報公開条例（平成11年鳥取市条例第1号）に基づく情報公開の請求があった場合には、原則として公開の対象となる。

鳥取市介護予防運動教室事業実施業務委託事業者選定評価

No	評価項目		評価基準	評価点
1	事業の実施方針について	介護予防に対する考え方について	事業に対する考え方、取り組み姿勢、方針はどうか。	10
		同種事業での実績・経験について	同種事業での実績・経験はどうか。	10
2	実施体制について	業務責任者について	業務責任者が事業全体を適切に把握・管理しているか、またスタッフの育成・指導に計画的に取り組んでいるか。	5
		人員体制について	事業を実施するにあたり、事業運営を十分に行える人員配置となっているか。	10
3	業務プログラムについて	計画、目的及び効果について	計画、目的及び効果は適切なものになっているか。また、参加者にもわかりやすく説明・共有できるか。	10
4	セルフケアの支援について	プログラムの提案及び支援方法について	利用者が実行可能なプログラム及び支援方法となっているか。	10
5	地域包括支援センターとの連携について	地域包括支援センターとどのように連携していくか	地域包括支援センターとの連携が形式的なものにとどまらず、参加者の支援や介護予防の推進に向けて実質的・継続的に連携できるか。	10
6	危機管理体制について	個人情報保護について	参加者の個人情報適切に取得・管理・保護されているか。また職員への周知や万が一の際の対応体制が実効性のある形で整備されているか。	5
		事故などに対する安全管理について	事故を防止するための安全管理、対策はどうか。	5
			事故発生時、緊急時の対応方法はどうか。	5
		リスクマネジメントについて	リスクマネジメントの取り組み内容はどうか。	5
		苦情及び意見に対する対応について	苦情及び意見に対する対応方法はどうか。	5
7	委託料について	提案上限額に対する見積提示金額について	提示された金額は業務内容に対して妥当かどうか。	5
8	その他提案事項（独自提案）について	独自提案について	提案内容が、高齢者向け運動教室の目的に沿った妥当な内容であるか。また実際に実施できる裏付けが示されているか。	5